

○厚生労働省告示第三百六号
 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十二月一日から適用する。
 令和七年十一月二十八日
 厚生労働大臣 上野賢一郎
 （傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表	別表	別表	別表
I (略)	I (略)	I (略)	I (略)
II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（ワイルムを除く。）及びその材料価格	II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（ワイルムを除く。）及びその材料価格	II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（ワイルムを除く。）及びその材料価格	II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（ワイルムを除く。）及びその材料価格
001～131 (略)	001～131 (略)	001～131 (略)	001～131 (略)
132 ガイディングカテーテル	132 ガイディングカテーテル	132 ガイディングカテーテル	132 ガイディングカテーテル
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 分枝血管用	(新設)	(新設)	(新設)
133 血管内手術用カテーテル	133 血管内手術用カテーテル	133 血管内手術用カテーテル	133 血管内手術用カテーテル
(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
(2) 末梢 ^{（1）} 血管用ステントセット	(2) 末梢 ^{（1）} 血管用ステントセット	(2) 末梢 ^{（1）} 血管用ステントセット	(2) 末梢 ^{（1）} 血管用ステントセット
①～③ (略)	①～③ (略)	①～③ (略)	①～③ (略)
④ 生体吸収・再狭窄 ^{（2）} 抑制型	(新設)	(新設)	(新設)
(3)～(23) (略)	(3)～(23) (略)	(3)～(23) (略)	(3)～(23) (略)
134～145 (略)	134～145 (略)	134～145 (略)	134～145 (略)
146 大動脈用ステントグラフト	146 大動脈用ステントグラフト	146 大動脈用ステントグラフト	146 大動脈用ステントグラフト
(1) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）	(1) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）	(1) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）	(1) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）
①～③ (略)	①～③ (略)	①～③ (略)	①～③ (略)
④ 分枝血管部分連結型	(新設)	(新設)	(新設)
(2)～(6) (略)	(2)～(6) (略)	(2)～(6) (略)	(2)～(6) (略)
102,000円	102,000円	102,000円	102,000円
259,000円	259,000円	259,000円	259,000円
3,820,000円	3,820,000円	3,820,000円	3,820,000円

147～190 (略)				
191 末梢 ^{レニク} 血管用ステンツラフツ				
(1)・(2) (略)				
(3) 腹部大動脈分枝血管対応型				322,000円
192～236 (略)				
237 軟骨修復材				1,170,000円
Ⅲ～Ⅴ (略)				
Ⅵ 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
品名	単位	材料価格		
001 (略)				
002 歯科鑄造用14カラット合金インレー用 (J I S 適合品)	1 g	13,287円		
003 歯科鑄造用14カラット合金鉤用 (J I S 適合品)	1 g	11,978円		
004 歯科用14カラット合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	12,073円		
005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	12,062円		
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	3,802円		
007～009 (略)				
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g	5,435円		
011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	207円		
012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	232円		
013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	261円		
014～069 (略)				
070 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料	1歯	59円		
071 3次元プリント有床義歯義歯床用材料	1顎	2,026円		
Ⅶ・Ⅷ (略)				
Ⅸ 経過措置				
(1) Ⅱの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律 (平成25年法律第84号) 第1条の規定による改正前の薬事法 (昭和35年法律第145号) 第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号) 第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。				
073 (略)	(略)	(略)		
133 血管内手術用カテーテル	令和7年12月1日から 令和9年11月30日まで	264,000円		
(2) 末梢 ^{レニク} 血管用ステンツラフツ				
④ 生体吸収・再狭窄抑制型 (承認番号)				
30700BZK001544000				

147～190 (略)				
191 末梢 ^{レニク} 血管用ステンツラフツ				
(1)・(2) (略)				
(新設)				
192～236 (略)				
(新設)				
Ⅲ～Ⅴ (略)				
Ⅵ 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
品名	単位	材料価格		
001 (略)				
002 歯科鑄造用14カラット合金インレー用 (J I S 適合品)	1 g	12,587円		
003 歯科鑄造用14カラット合金鉤用 (J I S 適合品)	1 g	11,278円		
004 歯科用14カラット合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	11,373円		
005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	11,362円		
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	3,445円		
007～009 (略)				
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g	5,095円		
011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	187円		
012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	212円		
013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	250円		
014～069 (略)				
(新設)				
(新設)				
Ⅶ・Ⅷ (略)				
Ⅸ 経過措置				
(1) Ⅱの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律 (平成25年法律第84号) 第1条の規定による改正前の薬事法 (昭和35年法律第145号) 第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号) 第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。				
073 (略)	(略)	(略)		
(新設)	(新設)	(新設)		

<p>146 大動脈用ステンツグラフト (1) 腹部大動脈用ステンツグラフト(メー ン部分) ④ 分枝血管部分連結型 (承認番号) 30600BZX00235000 (略)</p>	<p>令和7年12月1日から 令和9年11月30日まで (略)</p>	<p>3,840,000円 (略)</p>	<p>(新設) (略)</p>	<p>(新設) (略)</p>	<p>(新設) (略)</p>
<p>(2) (略)</p>					
<p>(2) (略)</p>					